

# 「特別養護老人ホーム 和幸園」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(事業所番号 0170500169)

社会福祉法人 北海道ハピニス

令和7年6月16日改訂

# 「和幸園」重要事項説明書

当施設はご利用者に対してユニット型介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明します。

## 1 施設経営法人

法 人 の 名 称	社会福祉法人 北海道ハピニス
法 人 の 所 在 地	札幌市南区石山933番地3
代 表 者 氏 名	理事長 石川 由男
電 話 番 号	011-591-5211
設 立 年 月 日	昭和47年12月21日

## 2 ご利用施設

施 設 の 種 類	指定介護老人福祉施設(全室個室ユニット型) 平成12年4月1日北海道指定 第0170500169号
施 設 の 名 称	特別養護老人ホーム 和幸園
施 設 の 所 在 地	札幌市南区石山932番地3
施 設 長 氏 名	星野 八重子
開 設 年 月 日	昭和50年11月25日
入 居 定 員	120人
電 話 番 号	011-591-5210
F A X 番 号	011-591-5231

## 3 基本理念及び事業の目的と運営方針

基 本 理 念	利用者の「健やかな生活」の実現のため、心をこめた福祉サービスの提供を全力で実行します。
事 業 の 目 的	老人福祉法の目的及び介護保険法の趣旨に従い、入居者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、適切なユニット型介護福祉施設サービスを提供させていただきます。
施設の運営方針	入居者の要介護状態に応じた施設サービス計画(個別援助計画)に基づき適切な介護サービスを提供するとともに、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスを提供させていただきます。

## 4 施設の概要

### (1) 建物・敷地

建物の構造	鉄筋コンクリート造 4階建(一部地下1階)
建物の延床面積	6, 772. 68m <sup>2</sup>
敷地の面積	6, 667. 57m <sup>2</sup>

### (2) 居室

	室 数	一人あたり面積	備 考
居 室①	110室	12. 37m <sup>2</sup>	ユニット型個室
居 室②	10室	12. 60m <sup>2</sup>	〃
合 計	120室		

### (3) 主な設備

設備の種類	室数・数	各面積	備 考
共同生活室 ( 食 堂 )	11室	54. 50m <sup>2</sup>	
共同生活室 (談話コーナー)	11室	40. 33m <sup>2</sup>	
キッズチ ン	11ヶ所	11. 92m <sup>2</sup>	
機能訓練室	1室	68. 80m <sup>2</sup>	併設施設内
浴室(脱衣室付)	11室	—	内リフト付個浴槽5ヶ所
機械浴室 ( 脱衣室付 )	3室	—	機械浴槽3基
トイ レ	44ヶ所	—	内脱衣室内11ヶ所
医務室	1室	—	併設施設内
相談室	1室	—	併設施設内
娯楽室	1室	21. 92m <sup>2</sup>	併設施設内
多目的スペース ( 会議室含む )	1室	137. 76m <sup>2</sup>	併設施設内
家族室	1室	—	併設施設内
ボランティア室	1室	—	併設施設内
レントゲン室	1室	—	併設施設内

## 5 職員の配置(主な職種)

令和7年4月1日現在

職種	員数	左の区分				備考	
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
施設長(管理者)	1	1					
生活相談員	4	2	2				
介護支援専門員	3	1	2				
介護職員	108	71	1	36			
看護師	9	2	1	1			
機能訓練士	2	2	0				
医師(配置医師)	2				2	定山渓病院医師	
管理栄養士	1	1		1			
事務員、管理員	8	7		1			

## 6 職員の勤務体制

職種	標準的な勤務体制	
施設長 生活相談員 機能訓練士 管理栄養士	日勤	9:00~18:00
介護職員	超早番 早番 日勤 日勤2 遅番 準夜勤 深夜勤	7:30~16:30 8:00~17:00 9:00~18:00 10:30~19:30 11:30~20:30 13:55~22:55 22:45~ 7:45
看護職員	早番 日勤 遅番	8:00~17:00 9:00~18:00 10:30~19:30
医師	夜間はオンコール体制 毎週水曜日、定山渓病院委託医師による往診	

## 7 施設サービスの概要

### (1)介護保険給付対象のサービス

種類	内容
施設サービス計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設ケアマネジャーが、本人に合った施設サービス計画(個別援助計画)を作成し、可能な限り自立した充実した生活が送れるように支援します。</li> </ul>
入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>週2回の入浴を行います。入浴が無理な場合には、清拭を行って清潔の保持に努めます。</li> </ul>
排泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者の身体状況に応じて適切な排泄介助を行います。日中はオムツを使用することなく、トイレで排泄できるよう援助します。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者的心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師(配置医師)、看護職員により入居者の健康管理及び療養上のケアを行います。</li> <li>入居者の病状に応じて必要な処置を行い、また、場合によっては協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。</li> <li>歯科に関しましては、週2回の訪問歯科診療があり、緊急時にも対応できる体制とします。</li> </ul>
相談・援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者及びご家族からのご相談については、担当職員が誠意をもつてお応え致しますので、お気軽にお申し付けください。</li> </ul> <p>(相談窓口)</p> <p>生活相談員 吉田 司、谷崎 拓真、仙北谷 棟名、石塚 大雅</p>
日常生活上の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>寝たきり防止のため、心身等の状況に応じて離床します。</li> <li>生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。</li> <li>清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。</li> <li>入居者が日常生活を少しでも有意義に楽しく送っていただくために、年間を通じてレクリエーション、各種行事を実施します。</li> </ul>

(2)介護保険給付対象外のサービス(利用料金は全額自己負担となります。)

種類	内容
食事の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理栄養士の立てる献立表により、栄養と入居者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。</li> </ul> <p>(基本食事時間)</p> <p>朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～</p>
居住の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住するにあたり、入居者が使用する居室及び設備を提供します。</li> </ul>
理容・美容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・併設施設に理容室を設置していますので、ご希望に応じて理美容サービスをご利用いただけます。</li> </ul>
貴重品管理	<p>お預かり品 : 預貯金通帳、印鑑(金融機関届出印)      指定金融機関 : 札幌市農協南支店に生活諸費の出入金口座を開設していただきます。      出納方法 : 当施設の「預り金取扱要領」によります。      保管管理者 : 施設長      預り金台帳 : 出入金内容を「個人別預り金台帳」に記録し 保管します。</p>
生活用品の購入代行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者及びご家族が生活用品を購入できない場合、施設が代行して購入します。ご希望の場合は、生活相談員にお申し込み下さい。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラブ、レクリエーション活動、私物洗濯(一部実費)、複写物の交付、電化製品の利用、エンゼルケア等</li> </ul>

## 8 利用料金表（令和6年8月1日改正）

### 【保険内料金】…①

(1日あたり)

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
880円	961円	1, 047円	1, 130円	1, 210円

上記料金には、基本単位に個別機能訓練加算(Ⅰ)15円、日常生活継続支援加算(Ⅱ)53円、看護体制加算(Ⅰ2)5円、看護体制加算(Ⅱ2)10円、夜勤職員配置加算(Ⅱ2) 22円、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(基本単位×140／1000)の合計された料金となっております。(他に算定対象となる加算は個人単位で異なります)

### 【保険外料金】…②

(1日あたり)

※第1段階～第3段階該当者は介護負担限度額認定証指定の金額となります

	食費	居住費	保険外計②
第1段階	300円	880円	1, 180円
第2段階	390円	880円	1, 270円
第3段階	650円	1, 370円	2, 020円
第3段階②	1, 360円	1, 370円	2, 730円
上記以外の方	1, 580円	2, 066円	3, 646円

※外泊又は入院時に居室を確保している場合、外泊時費用算定時を含む外泊・入院日 数に応じて上記負担額を徴収させていただきます。但し、外泊又は入院時に他利用者に居室を利用いただいた場合は、居住費は徴収致しません。

### 【合計金額】…①+②

(1日あたり)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	2, 060円	2, 141円	2, 227円	2, 310円	2, 390円
第2段階	2, 150円	2, 231円	2, 317円	2, 400円	2, 480円
第3段階	2, 900円	2, 981円	3, 067円	3, 150円	3, 230円
第3段階②	3, 610円	3, 691円	3, 777円	3, 860円	3, 940円
上記以外の方	4, 526円	4, 607円	4, 693円	4, 776円	4, 856円

※第1段階の方につきましては、各種減免制度がありますので、上記金額よりも減額されます。

【該当者のみ】

利用者負担2割の利用料金表(令和6年8月1日改正)

(1日あたり)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階以上の方	5,406円	5,568円	5,740円	5,906円	6,066円

【合計金額】…【保険内料金①×2】+【保険外料金②】

利用者負担3割の利用料金表(令和6年8月1日改正)

(1日あたり)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階以上の方	6,286円	6,529円	6,787円	7,036円	7,276円

【合計金額】…【保険内料金①×3】+【保険外料金②】

【その他の加算】 ※LIFE(厚労省データ提出)の加算も含まれます (1月あたり)

個別機能訓練加算(Ⅱ)	24円
排せつ支援加算(Ⅰ)～(Ⅲ)	12～24円
口腔衛生管理加算(Ⅰ)～(Ⅱ)	105円～127円
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)～(Ⅱ)	3～16円
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)～(Ⅱ)	47～58円
ADL維持等加算(Ⅰ)～(Ⅱ)	35～69円
自立支援促進加算	324円
経口維持加算(Ⅰ)	463円
経口維持加算(Ⅱ)	116円
協力医療機関連携加算(Ⅰ)～(Ⅱ)	6～116円
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)～(Ⅱ)	12～116円
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)～(Ⅱ)	139～174円
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)～(Ⅱ)	6～12円

【その他の加算】 ※必要に応じて加算されます (1日あたり)

安全対策体制加算		24円
福祉施設外泊時費用		284円
初期加算		35円
若年性認知症受入加算		139円
経口移行加算		33円
療養食加算		7円
看取り介護加算	死亡日以前31日以上45日以下	84円
	死亡日以前4日以上30日以下	167円
	死亡日以前2日又は3日	786円
	死亡日	1,480円
新興感染症等施設療養費		278円
退所時情報提供加算		289円
退所時栄養情報連携加算		82円
退所前訪問相談援助加算		532円
退所後訪問相談援助加算		532円
退所時相談援助加算		463円
退所前連携加算		578円
再入所時栄養連携加算		232円

★個別機能訓練加算…

機能訓練指導員を中心に、入所者ごとの個別機能計画に従い、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行った場合に加算されます。

★排せつ支援加算…

排泄障害のため、排泄に介護を要する入所者に対し、他職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合に加算されます。

★口腔衛生管理加算…

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合に加算されます。

★褥瘡マネジメント加算…

褥瘡の状態改善を評価し、加算されます。

★科学的介護推進体制加算…

施設サービスについて、事業所の全ての利用者に係るデータ(ADL、栄養、口腔・嚥下、認知症等)を事業所単位での評価に対して加算されます。

★ADL維持等加算…

ADLを良好に維持・改善する事業者に対して加算されます。

★自立支援促進加算…

医学的評価に基づく日々の過ごし方等へのアセスメントの実施、日々の生活全般における計画に基づくケアの実施に対して加算されます。

### ★経口維持加算(Ⅰ)…

経口で食事を摂取しているが、著しく摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるもので、経口による食事の摂取をすすめるための特別な管理が必要として医師の指示を受けた方に対して、180日間上記自己負担額が加算されます。なお引き続き誤嚥が認められ特別な管理が必要であるとして、医師の指示がなされた場合は、180日を超えて加算される場合があります。

### ★経口維持加算(Ⅱ)…

経口で食事を摂取しているが、誤嚥が認められることから継続して経口による食事の摂取をすすめるための特別な管理が必要として医師の指示を受けた方に対して、180日間上記自己負担額が加算されます。なお引き続き誤嚥が認められ特別な管理が必要であるとして、医師の指示がなされた場合は、180日を超えて加算される場合があります。

### ★安全対策体制加算…

安全対策体制に対して加算されます。(入所月のみ24円算定)

### ★福祉施設外泊時費用…

入院又は外泊の際、6日間上記金額を自己負担していただきます。なお、入退院・外泊・帰園当日は含まれません。

### ★初期加算…

新規入所、又は医療機関へ 1 ヶ月以上の入院後に再度入所した場合、30日間のみ上記自己負担額が加算されます。

### ★若年性認知症受入加算…

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を決め、担当者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う体制がある場合に加算されます。

### ★経口移行加算…

胃瘻等の経管栄養から経口での食事へ移行した場合に、180日間上記自己負担額が加算されます。なお、医師の指示により経口への移行期間の延長があった場合は、180日を超えて加算される場合があります。

### ★療養食加算…

医師の指示のもと糖尿食・腎臓食・心臓食等の療養食を提供されている方に、上記自己負担額が加算されます。

### ★看取り介護加算…

医師が終末期にあると判断した方について、医師・看護師・介護職員等が共同して、本人または家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合に、死亡前 45 日(死亡日を含め)を限度として加算されます。

### ★協力医療機関連携加算…

相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合に加算されます。

### ★生産性向上推進体制加算…

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行う事を評価した場合に加算されます。

### ★認知症チームケア推進加算…

認知症利用者が 1/2 以上入所し、認知症の専門研修修了者等を配置している等の基準を満たす上で、対象者に対して個別に認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて実践と評価等することで加算されます。

### ☆高齢者施設等感染対策向上加算…

施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内の感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止し、医療機関等と連携していることなどを評価することで加算されます。

### ☆新興感染症等施設療養費…

1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を加算されます。

### ☆退所時情報提供加算…

入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合 入所者 1 人につき 1 回を限度として、250単位を加算されます。

### ☆退所時栄養情報連携加算…

特別食を必要とする入所者が、医療機関に入院する場合において、管理栄養士が医療機関に対して、栄養管理に関する情報を提供した場合 1 月につき 1 回を限度として、250単位を加算されます。

### ☆退所前訪問相談援助加算…

入所中 1 回(又は 2 回)を限度として、460単位を加算されます。

### ☆退所後訪問相談援助加算…

退所後 1 回を限度に、460単位を加算されます。

### ☆退所時相談援助加算…

入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合 入所者 1 人につき 1 回を限度として、400単位を加算されます。

### ☆退所前連携加算…

居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合 入所者 1 人につき 1 回を限度として、500単位を加算されます。

### ☆再入所時栄養連携加算…

入所者 1 人につき 1 回を限度として70単位を加算されます。(栄養管理の基準を満たさない場合は算定しない。)

【その他の介護保険対象外のサービスと利用料金】

種類	内 容	
□ 理容・美容	・カット+顔剃りで2,000円（パーマ、カラーリングも承っております）	
□ 貴重品管理	・預り金の出納管理	1ヶ月 1,000円
□ おやつ代	・個人の嗜好に合わせたおやつ、飲料品費（お茶を除く）、行事食	150円／日
□ 日用品の提供	・施設が利用者に一律に提供するもの	無料
	・入居者の希望によって施設が提供するもの	実費
	※日用品=シャンプー、ボディーソープ、タオル等	
□ 私物の洗濯	・通常の衣類	1ヶ月3,000円
	・ドライクリーニング対象衣類	実費
□ 居室確保料	・入院7日目以降の居室確保に伴う発生料金（光熱費除く）	1,500円／日
□ 退所時クリーニング代	・退所時の清掃かつ原状の回復費用 (荷物処分料含む)	5,000円
□ クラブ活動	・入居者の指定する材料購入費	実費
□ レクリエーション	・本人の希望によって施設が提供する教養娯楽費	実費
□ 買い物等の外出同行介助費	・買い物等の外出同行における支援を行った場合	
	500円／15分毎（介助者1人につき）	
□ 電化製品の利用 (電気料金)	・電化製品利用電気料	1品につき 1日 30円 (テレビ、冷蔵庫、空気清浄機、加湿器、電気毛布等の電化製品を個別に使用する場合)
□ 嗜好等に係る経費	・利用者の希望による嗜好品等	実費
□ インフルエンザ 予防接種	・インフルエンザ予防接種	実費 (世帯非課税の方は無料)
□ エンゼルケア	・死後の処置料	5,000円
	・衣装料金	2,500円

注意:【契約終了日以後の利用料金】

契約者は、契約終了日までに利用者の居室を明け渡さない場合は、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間について、通常料金の倍額を事業者に支払うものとします。

## 9 協力医療機関

病院名	診療科目	所在地・電話番号
定山渓病院 ※施設配置医として医師派遣	内科 神経内科 リハビリテーション科 歯科	〒061-2303 札幌市南区定山渓温泉西 3 丁目 71 TEL 011-598-3323
南札幌脳神経外科	脳神経外科 リハビリテーション科 脊椎脊髄外科 末梢神経疾患 他	〒005-0802 札幌市南区川沿2条3丁目2-32 TEL 011-572-0330
川沿中央医院	内科 皮膚科	〒005-0805 札幌市南区川沿 5 条 3 丁目 2-3 TEL 011-571-7821
ときわ病院	精神神経科	〒005-0853 札幌市南区常盤3条1丁目6-1 TEL 011-591-4711
札幌南整形外科病院	整形外科	〒005-0033 札幌市南区南33条西11丁目 4-1 TEL 011-581-2555
真駒内外来プラザ	泌尿器科	〒005-0012 札幌市南区真駒内上町 1 丁目 1-25 TEL 011-582-1200
中村記念南病院	脳神経外科 神経内科 リハビリテーション科	〒005-0802 札幌市南区川沿2条2丁目3-1 TEL 011-573-8555
たんぽぽ歯科クリニック	歯科	〒005-0003 札幌市南区澄川3条3丁目4-10 TEL 011-799-1855

## 10 相談の受付

当施設におけるご相談は以下で受け付けます。

(相談担当) 生活相談員: 吉田 司 谷崎 拓真 仙北谷 横名 石塚 大雅

(受付時間) 午前9時00分～午後6時00分

(電話番号) 011-591-5210

尚、見学・相談は、随時受け付け致します。

## 11 事故発生の防止及び発生時の対応

(1)事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じます。

①事故が発生した場合の対応、事故の予防・再発防止のための改善策の検討と周知徹底の方法が記載された指針を整備します。

②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。

③事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。

(2)サービス提供時に事故が発生した場合、市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(3)サービス提供時に発生した事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を整備します。

(4)サービス提供時に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(5)事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

## 12 やむを得ず身体拘束行う場合

和幸園では身体拘束を禁止しておりますが、生命の危険など、やむを得ず拘束を行う場合は、以下の3つの要件をすべて満たすことが必要です。

その場合は、「虐待防止委員会」等のチームで検討委員会を開催し検討し記録します。

利用者本人又は家族に説明、同意をいただきます。

定期的に見直し、経過報告を行います。

【切迫性】利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

【非代替性】身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

【一時性】身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

### 13 苦情処理の体制及び手順

当施設における苦情については、苦情受付担当者、苦情解決責任者及び苦情解決第三者委員を置き、ご利用者並びにご家族様からの苦情に適切に対応いたします。

#### ○苦情受付担当者

氏名	職務等
吉田 司	自立支援課課長 兼 生活相談員係長
谷崎 拓真	自立支援課主任
仙北谷 棟名	生活相談員
石塚 大雅	生活相談員

#### ○苦情解決責任者

氏名	職務等
平松 朋紀	常務理事・法人事務局長
星野 八重子	和幸園施設長
五十嵐 敦子	グリンハイム施設長

#### ○苦情解決第三者委員

氏名	職務等	連絡先
吉山 直子	石山まちづくりセンター所長	011-591-8734 (石山まちづくりセンター)
伊藤 新一郎	北星学園大学社会福祉学部准教授	011-891-2731 内線 1607 (北星学園大学)

## ＜苦情解決の方法＞

### (1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が隨時受付けます。

### (2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員に報告致します。

苦情解決第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

### (3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、苦情解決第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

### (4) 苦情が解決できない場合

本事業者で解決できない苦情は、下記の相談窓口に申し立てることができます。

○北海道国民健康保険団体連合会・苦情係

011-231-5161

○札幌市役所 保健福祉局 高齢保健福祉部 介護保険課

011-211-2547

## 14 利用料金等のお支払い方法

利用料金・諸費用は1か月ごとに計算しご請求いたしますので、以下のいずれかの方法でお支払いください。

支払区分	支払期限	支 払 方 法
銀行口座振替	翌月27日	金融機関口座から自動引落し 当日が土曜、日曜、祝日などの場合は翌営業日とします。
銀 行 振 込	翌月27日	下記指定銀行口座への振り込み 北洋銀行 真駒内中央支店 普通預金 3358971 社会福祉法人北海道ハピニス 理事長 石川 由男

令和 年 月 日

ユニット型介護福祉施設サービスの提供開始に際し本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム 和幸園  
説明者職名 生活相談員

氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、ユニット型介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住 所  
氏 名 印  
電 話 番 号 ( ) -

家族代表 住 所  
(連帯保証人)  
氏 名 印  
続 柄  
電 話 番 号 ( ) -

連帯保証人 住 所  
氏 名 印  
続 柄  
電 話 番 号 ( ) -